

命 令 書

申 立 人 総評全国一般労組全自動車教習所労働組合

被申立人 株式会社ニュードライバー教習所

主 文

被申立人は、X1 に対する昭和 44 年 11 月 5 日から 29 日までの出勤禁止および同月 30 日付の解雇を取り消し、原職に復帰させ、昭和 44 年 11 月 5 日から原職復帰に至るまでの間に同人が受けるべきはずの諸給与相当額を支払わなければならない。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人株式会社ニュードライバー教習所(以下会社という)は、肩書地に所在し、本件申立当時約 40 名の従業員を雇用して、京都府公安委員会指定の自動車教習所を経営している会社である。
- (2) 申立人総評全国一般労組全自動車教習所労働組合(以下組合という)は、肩書地に事務所を持ち、主として自動車教習所関係の事業所に勤務する労働者で組織する個人加盟の労働組合である。

組合ニュードライバー分会(以下分会という)は、昭和 43 年 10 月 17 日に同分会の存在を会社に通告した。当時の分会員は 6 名であった。

なお、会社には同年 10 月 23 日結成されたニュードライバー労働組合(以下新労という)がある。

- (3) 本件で救済を求めている X1(以下 X1 という)は、昭和 40 年 8 月 5 日会社に入社し、当初技能指導員の資格はなかったが、同年 10 月ごろから技能指導員として勤務していたところ、昭和 44 年 11 月 30 日付で解雇された。同人は、昭和 43 年 10 月 23 日新労の結成に参加したが、昭和 44 年 7 月 6 日新労を脱退し、翌 7 日組合に加入した。

2 分会結成前後の労使関係

- (1) 昭和 43 年 1 月ごろ、会社の従業員の労働条件は、従業員代表と会社との交渉

で決められていた。同月末ごろ、従業員代表で技能指導課に所属していた X2(以下 X2 という)、X3(以下 X3 という)、X4(以下 X4 という)らは、前年 2 月に出来高給制が基本給制に変わったのちの初めての賃上げ要求をするにつき要求金額等をいかにすべきかを研究するため、大阪の茨木自動車教習所等に 2 班にわかれて調査に行ったところ、同教習所において、総評全国一般労働組合大阪地方連合会の役員である X5 某を紹介され、さらに同人を通じて組合を紹介された。

- (2) X2、X3、X4 の 3 名は、その後 2、3 度組合と接触し、昭和 43 年 2 月 3 日匿名で組合に加入した。同年 4 月 29 日には会社の従業員 X6(以下 X6 という)も匿名で組合に加入した。
- (3) 同年 10 月 17 日、会社の従業員 X7(以下 X7 という)は、会社の取締役 Y1(以下 Y1 取締役という)に呼ばれ、同人から、「えらいことになった。組合ができ、会社はつぶされる。彼らはアカやから、絶対に気を付けて会社を守るようにしないといかん」と言われた。そこで、X7 は、Y1 取締役に対し、新たな労働組合を作ろうかと言ったところ、同取締役は、考えておくからしばらく待ってくれと返答した。
- (4) 同年 10 月 22 日夜、会社の従業員 X1、X7、X8(以下 X8 という)ら 4 名が X8 宅に集まり、前記 Y1 取締役が X7 に話した会社の意向も含めて新労働組合の結成について話し合った結果、労働組合を結成し、かつ上部団体を全国産業別労働組合連合京都地方連合会(以下新産別という)にしようということに決めた。
- (5) 翌 23 日午前 9 時ごろ、X7 は Y1 取締役に前記会合の結果を伝えたところ、同取締役は、上部団体は新産別よりも全日本労働総同盟全国交通運輸労働組合総連合関西地方本部京滋地方協議会(以下同盟交通労連という)のほうがよいと言い、さらに、新労働組合が会社の 4 分の 3 以上の従業員で結成されれば、会社は組合を無視して新労働組合と何事も決めていけばよい、だから新労働組合に加入する従業員を 4 分の 3 以上確保するようにと言った。
- (6) X1 は同日、当時会社の次長であった Y2 に前記会合の結果を伝えた。
- (7) 同日昼ごろ、Y1 取締役は、X8 を連れて北野茶寮という料亭に行き、同席した同取締役の友人 Y3(以下 Y3 という)を、労働運動のベテランでアカ系統の労働組合を撲滅するために熱意をもっている人だと X8 に紹介した。そのとき、Y1 取締役は X8 に、新労働組合の結成について資金的に困るのであれば、会社から月々 2、3 万円ぐらいなら出してもよい、と言った。さらに、X8 は、Y3 から同料亭で同盟交通労連事務局長 X9(以下 X9 という)を紹介され、同人から同盟交通労連の運動方針などについて説明を受けた。
- (8) 同日夜の休憩時間に、分会員を除いた会社の全従業員が集まり、労働組合を

結成しようとの話合いをした。そのさい、後述のように新労の委員長になった X10(以下 X10 という)は、同盟交通労連傘下の労働組合を作るのであれば会社はいくらでも金を出すと云っている、と述べた。

- (9) 同日午後 10 時ごろ、X10 宅で、X9 や同盟交通労連の幹部出席のもとに会社の従業員 25 名が集まり、新労を結成し、委員長に X10、副委員長に X1、書記長に X8 を選出した。
- (10) 翌 24 日、新労は、会社に新労結成を通告するとともに、新労を結成したこと、近く新労と会社とがユニオン・ショップ協定を結ぶこと、そのことによって少数派である分会員を会社から排除するという内容とする掲示を行なった。
- (11) 組合は、同日午後、分会員のほか、分会員以外の多数の組合員を動員して、会社の態度に激しく抗議した。
- (12) 会社は、その後組合を暴力団以上だと非難するようになった。
- (13) 新労結成後、X1 は X8 とともに、Y1 取締役らに祇園の料亭等で接待を受け、そこで、労働組合のあり方や団交のあり方を話し合った。なお、X1 は、同年 11 月 13 日夜、Y1 取締役より、X6 の行動を監視するよう依頼された。
- (14) 同年 11 月 14 日、会社は、X6 が法令ならびに会社の指示事項に違反して正規の教習をしなかったにもかかわらず、教習カードに教習したかのごとく虚偽の事実を記載したこと、前歴詐称があることおよび会社の女子従業員に対し暴行しようとしたことを理由に、同人を解雇した。
- (15) 組合は前記 1(2)の分会の存在の通告以来、会社に再三団交の申入れをしたが、その都度、会社は交渉人員、交渉時間等に関する条件を提示し、組合がこの条件を確守するならば団交に応じようとの態度をとってきた。
- (16) 組合は前記 X6 の解雇と団交拒否は不当労働行為であるとして、当委員会に救済を申し立て、当委員会は京労委昭和 44 年(不)第 1 号事件(以下第 1 ニュードライバー教習所事件という)として審査した結果、昭和 45 年 4 月 18 日付で、X6 を原職に復帰させ、団交を拒否してはならない等の救済命令を発した。

会社は、当委員会の命令を不服として中央労働委員会に再審査申立を行ない、現在同委員会で審査中である。

3 X1 の解雇

- (1) 昭和 44 年 2 月ごろ(以下年の表示のない月日は昭和 44 年中である)、Z1(以下 Z1 という)は自動車運転免許取得のため教習生として会社に入所し、X1 の技能指導を受けた。
- (2) Z1 は、会社の教習所卒業後、数回 X1 と飲食をともにした。

また、同教習所卒業後の4月上旬ごろ、Z1は会社を訪れ、X1に対し一緒に旅行しないかと誘った。X1は、有給休暇も旅費もないと言って、いったん断わったが、Z1が経済的な面は心配しなくてもよいから旅行に行こうと言ったことから、X1はZ1と旅行することにした。

(3) X1とZ1は、4月27日から5月3日までの間、九州へ旅行し、その間に肉体関係を持った。X1は、旅行に行く直前からZ1と結婚する意思を持ち、旅行中同人に対しその旨を告げたところ、同人ははじめ言葉を濁していたが最終的には承諾をした。

(4) 前記旅行後、X1はX8に対し、Z1と結婚したいと考えていることや、そのことを親にも相談し、アパートを探していること等を話した。

また、X1は、Z1の姉であるZ2(以下Z2という)の家を訪れ、Z1と結婚したい旨を述べたところ、Z2からZ1には内縁の夫がいる旨を告げられた。

(5) 後日、X8は、Z2に呼ばれ、Z1とその母に会い、そのさい、Z2らから、結果的にはZ1がX1をだましたことになり申し訳ないという話を聞かされた。

(6) 6月5日、Z1の内縁の夫であるZ3(以下Z3という)ら2名が来社し、昼休みを利用してX1を喫茶店へ連れ出し、Z3がX1に対しZ1と一緒に旅行したかどうか問うたので、X1は旅行したと答えたところ、Z3は、「金を200万用意せい。本当はおまえと女の両方の親、姉妹と親戚全部を殺したいのや」と述べた。さらに、Z3らの指示により、X1はZ1の居所をきくためZ2宅に行ったが、Z1の居所はわからなかった。そこで、Z3は同人のアパートにX1を連れて行き、同アパートで、「我々夫婦と子供が平穏に生活していたのに、君が現われたために女房が出て行き、家庭はメチャクチャになってしまった。この償いはどうしてくれるのだ。とりあえずこれを書け」と言って、同人が下書きした示談書をX1に示した。その主な内容は、X1がZ3に100万円支払うというものであった。X1は、はじめ示談書を書くことを拒んでいたが、Z3より示談書を書かなければ帰さないとおどされ、やむなく示談書を書いた。

(7) X1は6月6日から同月13日まで休暇をとったが、その間、同人はZ3らが組関係の者であるということを知り、Y1取締役と相談したところ、同取締役はマルナカ製作所に組関係の者をよく知っている者がいると言って、その者に電話をした。その後、X1は会社の所長室で、当時所長になっていたY2(以下Y2所長という)と当時会社の管理者であったY4(以下Y4という)に対し、Z1との旅行のいきさつや、示談書を書いた経過等を説明したところ、Y4はX1を連れて九条署へ行き、同署防犯課のZ4係長(以下Z4係長という)をX1に紹介した。X1はZ4係長に示談書を書いた経過等を話したところ、同人は、示談書記載の金を支

- 払う必要はない旨述べた。また、Y4はX1に、「つつもたせでなかったことがせめてものなぐさめではないか」と述べた。
- (8) 6月6日夜、X1は知人である下鴨署の警察官に、Z3に言われて示談書を書いた件につき相談したところ、同警察官から、示談書に記載された金額を支払わなくてもよい旨言われた。
- (9) 同月8日ごろ、その当時鹿児島にいたZ1より会社に電話があり、X1はその電話を聞いて、前記のZ3との問題を解決するため、Z1を連れ戻しに鹿児島へ行くことを決心し、X8にその旨を述べ、金を貸してほしいと頼んだ。そこで、X8はY2所長に、X1がZ1を鹿児島から連れ戻すために旅費が必要なので金を貸してほしいと頼んだところ、同所長はX8に対し、会社の金3万円を貸した。
- (10) 同じころ、X1は、Y2所長に今度の件に関して処分があるのかどうかを尋ねたところ、同所長は処分はない旨答えた。
- (11) 同月10日ごろ、X1とX8はZ1を連れ戻すため鹿児島へ行き、Z1を説得した結果、同人は京都に戻った。
- (12) Z1を京都に連れ戻した後、X1とX8は、Z3の兄で朝鮮人初級学校の校長であるZ5某(以下Z5という)を訪ね、6月5日のZ3とX1とのやりとり等を説明したところ、Z5はZ3にも事情を聞き、悪いところはただすが、X1にも非があれば責任は追及する旨を述べた。
- (13) Z3は、6月5日以降、X1、Z1の問題に関し、X1の家へ押しかけたり、電話をかけたりしたので、X1のほかは女性ばかりの同人宅では困惑していた。
- (14) 会社の技能指導課長代理Y5(以下Y5課長代理という)はY2所長より、X1、Z1の問題につき調査するよう命じられ、6月16日付で所長あてに報告書を提出した。同報告書の主な内容は、X1が技能指導した卒業生Z1と愛し合う仲になり、一緒に九州旅行をし、同棲しようという仲まで進んだ時、Z1には内縁の夫であるZ3がいることが判明し、それ以来Z1と別れたような状態になっていたこと、6月5日、Z3らがX1に対し、同人のためZ1が家出をし、Z3の家庭が混乱したので、慰謝料を支払えと言い、X1は恐怖の念を生じ、それから解放されたい思いで100万円支払う示談書を書いたこと、その後警官に事情を話し、指示をあおいだり、Z1を九州から連れ戻し、話合いの場に出席するよう要請したこと、朝鮮人初級学校の校長をしているZ3の実兄に会い、それまでの事情を説明したこと等が記載されていた。
- (15) 6月末から7月にかけて、新労の組合員10数名が新労を脱退し、組合に加入した。6月末ごろ新労の副委員長をやめたX1も7月6日に新労を脱退し、翌7日組合に加入した。

- (16) 7月7日、組合は分会員が20余名になったことを会社に通告した。
- (17) 7月初旬、X8も新労を脱退し、同月22日ごろ組合に加入し、その後、8月12日および9月13日に、第1ニュードライバー教習所事件の組合申請証人として当委員会に出頭して、新労結成前後の労使関係等を証言した。
- (18) 7月中旬ごろより、分会の方針により、分会員が交代で会社に泊まり込みをはじめた。これは、会社が新教習生の入所を一時停止したことおよび会社が会社の重要書類や印鑑等を会社外へ持ち出したと分会が判断したことから、分会は会社が閉鎖されるものと考え、その警戒のため行なわれたものであった。その間に、会社は、7月23日、会社内での無断宿泊を禁ずる旨の告示を行ない、9月下旬、泊まり込みに参加したX2ら分会員に対し、文書で警告した。なお、X1もその泊まり込みに20数回参加し、会社より9月22日付文書で警告された。
- (19) X1は、組合加入後、組合の学習会、ストライキ、分会集会あるいは分会のビラ作成やビラ配布等に積極的に参加した。
- (20) 8月12日、前年の12月10日、組合活動中におきた傷害事件に関してY2所長の告訴に基づき組合員が逮捕されたが、それに対し組合は激しく抗議し、ストライキを行なった。X1は被逮捕者らの救援活動に積極的に参加した。
- (21) 9月11日、会社は、当時分会員であったY5課長代理を、社内で無断宿泊したことや、会社の従業員に対して組合加入を強要したこと等を理由に解雇した。組合はこれに対し、ストライキで会社に抗議を行なった。その時機動隊が待機していたが、X1は車に乗り、マイクで、警察は介入してはならない旨の抗議を行なった。
- (22) 9月18日、会社の総務課長としてY6(以下Y6課長という)が入社した。
- (23) 10月1日、組合はX1の指名ストライキを行なったが、会社はX1に対し翌日付文書で警告した。
- (24) X1は、第1ニュードライバー教習所事件の組合申請証人として、10月24日、11月27日の2回にわたり当委員会に出頭し、X6解雇前後の新労と会社との緊密な関係等を証言した。
- (25) 10月29日午後1時半ごろ、Z3ほか2名は会社を訪れY2所長とY6課長に会ったが、そのさいZ3は、X1がZ1に対し、簡単に自動車運転免許が取得できるよう便宜をはかると言って、同人の肉体をもてあそんだ結果、離婚問題に発展し、自分は精神的打撃を受けたので、この件に関する会社の責任を問いたいという趣旨のことを述べ、上記発言と同趣旨のことを記載した申告書をY2所長に手渡した。Y2所長らは、同問題は業務に関したものでないから、直接X1

と話をつけてもらいたい旨のことを答えた。その後、Y2 所長らは教習を終えて帰ってきた X1 を Z3 らのいるところへ呼び、同人から事情を聞いた。そのさい、X1 が Z1 と結婚しようと考えていたことや 6 月当時、会社が X1 に対しとった態度等を話し、弁明しはじめたところ、Z3 は、どこの馬の骨かわからぬ者と結婚するというような馬鹿な話は世間で通用しない等、X1 を非難し、Y2 所長らもそれに同調したため、X1 はそれ以上具体的な弁明を行なわなかった。その後、Y6 課長は Z3 らに対し、「会社はこの問題についての返事を 11 月 4 日にするから、その日に再度来てもらいたい」旨述べたので、Z3 らは帰った。Z3 らの帰った後、Y6 課長は X1 に対し、X1、Z1 の問題について X1 の考えを書面で会社に提出するよう命じた。

- (26) 同日、会社は Z3 が会社に提出した申告書を掲示板に貼付した。
- (27) 11 月 1 日、Y1 取締役、Y2 所長、Y6 課長は X1 の問題を協議した結果、同人を解雇することを決定した。
- (28) 翌 2 日、X1 は、「申告書に対する私の意見」なる文書を会社に提出した。その主な内容は、Z1 との旅行のいきさつとその後の経過、および会社は今までの組合否認、刑事弾圧、暴力団を介入させる等の分会破壊攻撃にあきたらず、X1 の問題を利用して分会を破壊しようとしているということ等が記載されていた。
- (29) 11 月 4 日午後 3 時ごろ、Y6 課長は X1 を会社の会議室に呼び、同人に今回の問題につき責任をとって退社する意思はないかどうか尋ねたところ、同人は退社する気はない旨答えた。
- (30) 同日午後 3 時すぎ、Z3 ら 3 名が来社し、Y2 所長、Y6 課長、X1 とともに話し合いを行なった。そのさい、Z3 は、前記の X1 が書いた「申告書に対する私の意見」を読み、文中の暴力団を介入させる云々という文言をみて Z3 らのことが書いてあるものと誤解し、「わしを暴力団と思っているのか」と怒り X1 に詰め寄ったりしたので、X1 は Z3 らのことを書いたのではないと説明したが、Y2 所長らはそれを打ち消すような言動をした。その間、Y6 課長は X1 に対し、暴行や脅迫があれば警察に電話するから安心して思っていることを述べればよい旨言ったが、同人は、10 月 29 日および 11 月 4 日当日の Y2 所長らの態度や Z3 が X1 に詰め寄ったりしたことなどから、弁明する気持を失って、特に発言はしなかった。その後、X1 は Z3 らに対し、11 月 6 日昼に第一法律事務所で会う約束をした結果、Z3 らは帰った。
- (31) Z3 らが帰った後、会社は、X1 に就業規則 22 条 4 項に基づき、11 月 5 日より同月 24 日まで同人を出勤禁止とする旨の通告書を手渡した。この処置を会

社がとったのは、即時解雇に必要な労働基準法に基づく解雇予告除外認定を事前に得るまでには約2週間の期間が必要であることをY6課長が京都下労働基準監督署より聞いていたからである。なお、出勤禁止期間中、賃金は支払われていない。

- (32) 11月6日、会社は京都下労働基準監督署に、X1を即時解雇するにつき解雇予告除外認定の申請を行なった。
- (33) 11月6日昼ごろ、Z3は第一法律事務所を訪れ、X1をまじえ、同人の代理人である同事務所のX11弁護士(以下X11弁護士という)と話し合いを行なった。その後、X11弁護士とZ3の関係者との間で2度ほど話し合いを行ない、11月20日すぎ、X1はX11弁護士を通じZ3に35万円を支払った。なお、会社はこの事実を本件審問の過程で知った。
- (34) 京都下労働基準監督署より前記除外認定申請の結論が出ないため、会社は、11月22日付で前記の出勤禁止期間を同月29日まで延長する旨の通告書をX1に送付した。
- (35) 会社は、京都下労働基準監督署より11月26日付で、男女関係で除外認定をすることはむずかしいので同認定はできない旨の決定を聞いた。なお、同監督署は、上記の決定までに、X1、Y2所長、Y6課長およびZ2から事情聴取をした。
- (36) 11月27日、会社は、同月30日付でX1を就業規則22条1項1号、8号、9号および同条2項1号に基づき解雇する旨の通告書を同人に送付した。
なお、就業規則22条1項1号、8号、9号、同条2項1号、同条4項は、以下のとおりである。

第22条 従業員が次の各号の一に該当するときは譴責、出勤停止、降格のいずれかを適用する。

- (1) この規則に定める遵守事項を守らずまたは手続を怠り禁止事項に違反したとき。
 - (8) 教習所の信用を傷つけ、または他のものの名誉を傷つける行為をしたとき。
 - (9) 素行不良で教習所の風紀を紊したとき。
- ② 従業員が次の各号の一に該当したときは解雇する。ただし情状に酌量すべきものがあるときは諭旨解雇としまたは出勤停止を適用する。
- (1) 前項各号に該当したものでその情が重いとき。
- ④ 解雇に該当する不都合な行為をしたときはその処分がきまるまで出勤を禁止することがある。

第2 判 断

組合は次のとおり主張する。

会社の示す X1 の解雇理由は口実にすぎず、解雇の真の意図は、X1 がかって会社と癒着した新労の副委員長でありながら、新労を脱退し、組合に加入して、日常の組合活動を積極的に行ない、また、第1 ニュードライバー教習所事件で会社に不利な証言をするなど、活発な組合活動をしたことを嫌悪し、同人を企業外に排除するためになされたものである。

これに対し、会社は次のとおり抗弁する。

会社が X1 を解雇したのは、同人が人妻である女子教習生 Z1 に対し、技能指導員の地位を利用して、自動車運転免許を極めて簡単に取得できるように便宜をはかる旨言い、同人の肉体をもてあそんだことによるもので、このことは Z3 らの 10 月 29 日および 11 月 4 日の来社のさい、同人の主張に対し、X1 は何ら弁明せず、Z3 らの発言に対しうなづくのみであったことから明らかであり、また、X1 が Z3 に慰謝料を含めた解決金として 35 万円支払った事実からも裏付けられるのであって、かかる X1 の行為が公になった以上、同人の行為は会社の信用を傷つけ、かつ企業秩序をみだすものであり、就業規則 22 条 4 項に基づき、出勤禁止を命じ、その後、同規則 22 条 1 項 1 号、8 号、9 号および同条 2 項 1 号に基づき、予告手当を支給して論旨解雇したものである。しかして、X1 が他の分会員にくらべ積極的な組合活動を行っていたと認識できる客観的事実もなかったのだから、同人の積極的な組合活動を嫌悪して解雇することはありえず、本件解雇は何ら不当労働行為に該当しない。

以下これらについて判断する。

会社は、X1 が技能指導員の地位を利用して女子教習生 Z1 の肉体をもてあそび、そのことが公になった以上、企業の信用と秩序維持の見地からいって解雇されるのは当然であると主張するが、X1、Z1 両名に関する経緯は、前記認定 3(1)、(2)、(3)、(4)のとおり、Z1 が会社の教習所卒業後 X1 との交際をはじめ、Z1 のほうから旅行に誘い、X1 がそれに応じ、同旅行中はじめて両名の肉体関係が生じたのであり、しかも X1 は Z2 から Z1 に内縁の夫があることを聞くまではそのことを知らず、また旅行後も X8 に、Z1 と結婚したいと考えていることやアパートを探している話をしている事実等からすれば、X1 が技能指導員としての地位を利用して Z1 の肉体をもてあそんだものとは認めがたい。

会社は、X1 が会社主張のごとき行為を行なったことが明らかな裏付けとして Z3 の 2 度にわたる来社のさい、同人の言い分に対し X1 がなんら弁明しなかったこと、および X11 弁護士を通じて Z3 に 35 万円を支払っていることを挙げているが、具体的に弁明をしなかったのは、前記認定 3(25)、(30)の Z3 の言動や、それに同調する

ような会社の態度等その場の雰囲気には押されたのではないかとみられ、また、上記金員の支払は、前記認定3(13)のごとき、X1の家族が困惑していた事態を穏便におさめるため、X1がZ3に支払ったのではないかとみられるのであって、このことから直ちに、X1がZ1と肉体関係をもったという事実以上に、会社の主張するような非を認めたものと断定するのは早計といわねばならない。

さらに、会社は、教習所という企業の特殊性から、会社の技能指導員が教習生と肉体関係を結ぶこと自体許されない行為であり、そのことが公にされた以上解雇に値するのは当然であると主張するものようであるが、会社は6月当時、X1の話、さらにY5課長代理の報告書により、X1が内縁の夫のあるZ1と旅行したことおよびその後のいきさつを十分に知っていたにもかかわらず、X1の処分問題について考慮した事実はなく、むしろX1がZ1を鹿児島から連れ戻すための旅費を用立てていることなどからすれば、会社はその当時X1の行為をとくに問題にしていなかったとみるのが相当である。

なお、会社側の証言によれば、会社が11月になってX1を解雇するに至ったのは、6月当時会社がX1の行為につき知っていた内容とZ3の言い分とが食い違い、Z3の言い分にX1が弁明をしなかったためであると言うが、X1が弁明をしなかったことが直ちにZ3の言い分を認めたものと断定できないことは前述したとおりであるにもかかわらず、会社はそれ以上具体的な調査をせず、むしろZ3が会社に持参した申告書を同人が来社した当日にいち早く会社の掲示板に貼付し、他方では、X1に対し同人の意見を文書にして提出せよと命じながら、同人が前記文書を提出する前に、Z3の言い分を前提として、X1を解雇する方針を決定しているのであって、こうしたことはあまりにも一方的で、公正さを欠く措置であり、会社の上記言い分はいかにも不自然であるといわざるをえない。

以上の諸点をあわせ考えると、会社の主張するX1の解雇理由は容易に首肯できない。

そこで、進んで会社のX1解雇の真の意図を考察するに、会社と組合とは分会公然化以来対立関係にあったこと、一方、会社と新労とは新労結成過程から緊密な関係にあったことは前記認定のとおりであり、X1は当初この新労の副委員長としてとりわけ会社と親密な関係にあったところ、6月当時には、会社は、前記のごとく、X1とZ1との関係を知りながら、X1に対しなんら処分はしなかったばかりか、同人からZ3に脅迫されて100万円支払う旨の示談書を書いたことを聞き、同人の相談に乗り、警察官を紹介したりする等、X1を被害者としてかばう態度さえとっていたのに、X1が新労を脱退し、組合に加入して、組合活動に従事し始めるや、会社は、10月29日のZ3らの来社を契機に、前記6月当時X1に対してとった態度を一変さ

せ、前述のごとき経過で X1 を解雇する方針を早々と決定したのであって、前記のごとく X1 の解雇理由の首肯しがたいことをあわせて考えれば、この会社の態度の変化の主要な原因は、X1 が、所属組合を変更したことに求めるのが相当であり、結局会社は、X1 が新労を脱退し、組合に入り、組合活動に従事したことを嫌悪し、Z3 らの来社を奇貨として、X1 と Z1 との関係をとりあげ、それに藉口して、X1 を企業外に排除しようとしたものと推認するのほかはない。

以上のことから、本件解雇は労働組合法第 7 条 1 号に該当する不当労働行為であるといわざるをえない。そうであるならば、本件解雇にいたる前提措置としての出勤禁止もまた、労働組合法第 7 条 1 号に該当する不当労働行為であるといえる。

よって、当委員会は、労働組合法第 27 条、労働委員会規則第 43 条により主文のとおり命令する。

昭和 48 年 1 月 26 日

京都府地方労働委員会

会長 岡 部 利 良 ⑩